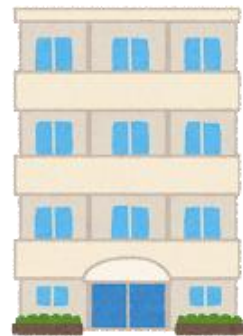


令和 7 年度

分譲マンションの 耐震



診断 設計
改修 除却

分譲マンションの耐震診断なら 最大 125 万円補助

分譲マンションの耐震改修設計なら 最大 300 万円補助

分譲マンションの耐震改修なら 最大 2,500 万円補助

分譲マンションの除却なら 最大 2,000 万円補助

代理受領制度の利用が可能です！

※予算の範囲内で受付します。事前にご相談ください。

※設計や改修工事などが同一年度内に完了しない場合は事前にご相談ください。



茨木市

【お問合せ先】

茨木市 都市整備部 居住政策課

電話 : 072 (655) 2755

E-mail : jutaku@city.ibaraki.lg.jp

〒567-8505 茨木市駅前三丁目 8 番 13 号（市役所南館 5 階）

- ※ 本補助制度は、契約・着手前に申請が必要です。
契約後・着手後の申請は受け付けられませんのでご注意ください。
- ※ 過去に本補助金の交付を受けている場合は対象外です。
- ※ 建築基準法に抵触している物件については対象外となる場合があります。

耐震診断補助制度

■補助対象建築物

- ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を受けて建てられた建築物（増改築含む）で、木造住宅を除く
- ・現に居住し 又は これから居住しようとする住宅

■補助対象者

- ・建物所有者（区分所有者の団体）

■補助金額

以下の①～④の内、いずれか低い額

- ① 耐震診断に要した費用の 2 分の 1
- ② 1 戸あたり 25,000 円
- ③ 延べ床面積に応じて計算した額
- ④ 上限 1,250,000 円

1 ㎡～1000 ㎡	3,670 円/㎡
1,001 ㎡～2,000 ㎡	1,570 円/㎡
2,000 ㎡超	1,050 円/㎡

■注意事項

- ・診断は同一年度内に完了してください。同一年度内に完了見込みがない場合は事前にご相談ください。
- ・実績報告時には、診断結果に係る耐震評価機関の評価書の提出が必要です。
- ・建築士事務所に所属する建築士で、構造に応じた日本建築防災協会の講習を修了された方が診断するものに限ります。

耐震設計補助制度

■補助対象建築物

- ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を受けて建てられた建築物（増改築含む）で、延べ床面積が 1,000 ㎡以上、3 階以上
- ・耐火建築物又は準耐火建築物で、2 以上の区分所有者が存する共同住宅
- ・耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの

■補助対象事業

- ・耐震改修後に地震に対して安全な構造となる設計

■補助対象者

- ・建物所有者（管理組合の代表者）

■補助金額

以下の①～③の内、いずれか低い額

- ① 耐震設計に要した費用の 3 分の 2
- ② 延べ床面積に応じて計算した額
- ③ 上限 3,000,000 円

1 ㎡～1000 ㎡	3,670 円/㎡
1,001 ㎡～2,000 ㎡	1,570 円/㎡
2,000 ㎡超	1,050 円/㎡

■注意事項

- ・設計は同一年度内に完了してください。同一年度内に完了見込みがない場合は事前にご相談ください。
- ・実績報告時に耐震改修計画に係る耐震評価機関の評価書の提出が必要です。
- ・補助金の交付は、設計終了後です。
- ・建築士事務所に所属する建築士で、構造に応じた日本建築防災協会の講習を修了された方が設計するものに限ります。

耐震改修補助制度

■補助対象建築物

- ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を受けて建てられた建築物（増改築含む）で、延べ床面積が 1,000 ㎡以上、3 階以上
- ・耐火建築物又は準耐火建築物で、2 以上の区分所有者が存する共同住宅
- ・耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの

■補助対象事業

- ・耐震改修後に地震に対して安全な構造となる工事

■補助対象者

- ・建物所有者（管理組合の代表者）

■補助金額

以下の①～③の内、いずれか低い額

① 耐震改修工事に要した費用の 3 分の 1

② 耐震性に応じて計算した額



I s 値 0.3 以上	50,200 円/㎡
I s 値 0.3 未満	55,200 円/㎡

③ 上限 25,000,000 円

■注意事項

- ・交付申請時に耐震改修計画に係る耐震評価機関の評価書の提出が必要です。
- ・原則として、改修工事は同一年度内に完了してください。同一年度内に完了見込みがない場合、事前にご相談ください。
- ・補助金の交付は、耐震改修工事終了後です。

除却補助制度

■補助対象建築物

- ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を受けて建てられた建築物（増改築含む）で、延べ床面積が 1,000 ㎡以上、3 階以上
- ・耐火建築物又は準耐火建築物で、2 以上の区分所有者が存する共同住宅
- ・耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの

■補助対象事業

- ・建物すべてを除却する工事

■補助対象者

- ・建物所有者（管理組合の代表者）

■補助金額

以下の①～③の内、いずれか低い額

① 除却工事に要した費用の 3 分の 1

② 耐震性に応じて計算した額



I s 値 0.3 以上	50,200 円/㎡
I s 値 0.3 未満	55,200 円/㎡

③ 上限 20,000,000 円

■注意事項

- ・原則として、除却工事は同一年度内に完了してください。同一年度内に完了見込みがない場合、事前にご相談ください。
- ・補助金の交付は、除却工事終了後です。

手 続 き の 流 れ

① 事 前 相 談

予算の範囲内で受付しますので、交付申請される前にご相談ください
建築確認済証、登記事項証明書等があればご持参ください。

申請期限：令和8年1月30日

② 補助金交付申請

必要書類を添えて、交付申請書を提出してください。
申請書の内容を確認後、補助金の交付を決定し、通知します。
(申請から約2~3週間で通知します。)

※交付決定前に、契約・着手されますと補助金の対象となりません！

補助金交付決定通知の送付

③ 耐震診断、耐震設計、 耐震改修工事、除却工事 の契約・着手

【耐震診断】

交付決定通知書を受け取ってから着手し、着手後は直ちに
着手届を提出してください。

【耐震設計】

耐震評価機関による評価書が必要です。

【耐震改修工事】

工事中に市職員による中間検査を実施します。

④ 耐震診断、耐震設計、耐震改修、除却工事の完了

報告期限：令和8年2月20日

⑤ 実績報告書

耐震診断等の完了後、30日以内に必要図書を添えて提出してください。

補助金額確定通知の送付

⑥ 補助金請求

補助金交付請求書を提出してください。

申請者の銀行口座へ補助金を振込み

⑦ 補助金受領

手続き完了です。(振込通知書は送付しておりません。)